

20歳

から

18歳へ

成人年齢の引き下げで 何が変わったの？

監修／横浜国立大学名誉教授 経済学博士 西村隆男



2022年4月1日から、民法上の成人*の年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。これにより20歳になるまでできなかった多くのことが18歳ができるようになり、中でも契約に関する事などは、私たちの生活にも大きな影響を与えます。成人として責任を持ち、豊かな消費生活を送っていくために、何がどのように変わったのかをしっかり学んでおきましょう！

* 2022年4月より、民法上の「成年」年齢が20歳から18歳へと引き下げされました。本誌では「成年」を一般的な表現である「成人」と表記しています。

山口市消費生活センター

TEL(083)934-7171

なぜ成人年齢が引き下げられたの

18歳になつたら

親の同意がなくても
契約ができるようになります

自分のクレジットカード
が持てる



自分の名義のクレジットカード
が持てるようになります。

ここに注意
クレジットカードは、支払いの際にクレジット会社に一旦立て替えてもらい、あとでお金を払うしくみです。使い過ぎると、クレジット会社から請求が来たときに支払えなくなってしまいます。

気をつけよう!

消費者トラブルにあわないために覚えておきたいこと

✓ 契約の取り消し制度がなくなる!

未成年の人は、消費者としての経験や知識がまだ浅いため、法律で保護する制度があり、法定代理人(親権者など)の同意がないまま結んでしまった契約は取り消すことができます。

この制度により、これまで18歳、19歳が結んでしまった契約は、「未成年だから」という理由で取り消すことができました。しかし、18歳で成人になつたら、契約を取り消すことはできません。



✓ 自分で責任をもって契約をする!

契約するときは、契約書をすみずみまで読んで問題がないか、きちんと支払いができるかをしっかりと確認して、責任をもって署名(あるいはウェブ上の承諾のチェックなど)を行いましょう。

ただし、万が一契約を結んでしまい問題が発生した場合でも、解決できる方法があるかもしれません。まずは消費者ホットライン188(詳細は裏面へ)に相談してみましょう。



2016年に、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。これを機に、経済社会でも18歳を法律上の大人として扱った方がよいのではないかという検討がされるようになり、民法上の成年の年齢を18歳に引き下げるという法律の改正が行われました。



いつから 変わったの

2022年の4月1日からです。すでに18歳、19歳になっている人は、この日から成人となっています。



今まで…



2022年4月1日から

その他に

変わること・変わらないこと

公認会計士、司法書士などの
国家資格が
取れるようになる

これらの試験の受験資格に年齢制限はありませんが、合格しても資格を得るためにには成人であることが条件となります。2022年からは18歳での就業が可能になっています。



男女ともに18歳になつたら
親の承諾なしに
結婚できる

女性は16歳での結婚が可能でしたが、18歳に引き上げられました。これにより、男女ともに18歳になると、お互いの合意のみで結婚できるようになりました。



10年有効の
パスポートが
取れるようになる

日本には、5年、10年と有効期間の異なる2種類のパスポートがあり、未成年の人は5年有効のパスポートしか取得できません。18歳で成人になると、10年有効のパスポートが取れるようになります。



これまでと
変わらないこと
(20歳までできること)



- ①お酒を飲む
- ②タバコを吸う
- ③競馬、競輪などのギャンブルを行う

民事訴訟が
起こせるようになる

民事訴訟は、刑事訴訟と異なり、個人間のお金の貸し借りやトラブルなどを裁判所が間にに入って解決します。成人であれば、個人で解決できないトラブルを裁判所に訴えることができます。



性同一性障害の人などが
性別変更の申し立てを行えるようになる

性別変更の申し立てを行える人にはいくつかの制限があり、このうちのひとつの「20歳以上であること」が、「18歳以上であること」に変わりました。

成人になると、悪質商法などのトラブルにあうリスクが高まります!
もしも困ったことになつたら 188へ (裏面へ)

もしもトラブルに巻き込まれてしまったら

消費者ホットラインへ188に 相談しましょう

いやや!

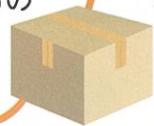
こんなとき

身に覚えのない
クレジットカードの
請求が来た



こんなとき

通販で注文した
ものと異なるもの
が届いた



こんなとき

アパートを退去
するとき予想外の
お金を請求された



消費者には「救済を受ける権利」があると消費者基本法で定められており、困ったときに相談できる窓口があります。それが消費者ホットラインへ188です。消費者トラブルに巻き込まれたら、ためらわずに相談しましょう。

消費者ホットラインへ188とは？

消費者トラブルに関する相談を受け付けている窓口で、電話をかけると最寄りの消費生活センター（休日の場合は国民生活センター）につながります。

※ 相談は無料ですが、通話料がかかります。窓口につながる前に電話口で案内があるので確認してください。



＼すばやい対応がトラブルの早期解決につながります。/
困ったことがあったらまずは相談してみましょう！